

居場所づくりの補助金

(地域活動支援事業補助金)

地域住民及び高齢者を中心とした団体が行う高齢者の居場所づくりを目的とした事業に要する経費の一部を補助することで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう共に助け合い支え合う活動を推進します。

申込期限

令和8年6月1日(月)まで

補助対象の主な要件

- ◆ 市内に所在している団体
- ◆ 構成員のうち3人以上が65歳以上の市民である団体
- ◆ 当補助金を過去3回以上交付されていない団体
- ◆ 営利を目的としていない
- ◆ 原則として週1回以上1回当たり1時間以上活動している事業
- ◆ 65歳以上の市民が参加している事業



補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに団体が要する活動費のうち以下に挙げるもの

- ◆ 報償費(講師等謝礼)
- ◆ 需用費(消耗品費及び印刷製本費)
- ◆ 役務費(通信運搬費及び保険料)
- ◆ 使用料及び賃借料



補助金額

ひと月につき、補助対象経費の2分の1の金額で上限1万円

交付方法

団体の口座、もしくは構成員個人の口座へ振込。概算払いにて交付し、年度末に清算。

対象団体の決定

選考による

申込及び
手続の流れ

時期	利用希望団体	市
5月～	① 電話申し込み	② 申請書類取り寄せ
	② 申請書類の提出	③ 審査(活動状況確認)
7月～		④ 交付決定通知書&請求書送付
	⑤ 請求書類の提出	⑥ 補助金交付
8月	補助金受領	
3月		⑦ 実績報告書類のお渡し
	⑧ 実績報告書類の提出	⑨ 審査
	※返納	⑩ 補助金額確定通知書 ※納入通知書送付

※交付確定額が交付決定額を下回った場合

※裏面に(申し込み及び手続の流れ詳細)についての記載あり。

(申し込み及び手続きの流れ詳細)

- ① お電話で立川市役所高齢政策課介護予防推進係へ申し込み。
(申込期限) 令和8年6月1日(月)まで



- ② 申請書類を市役所高齢政策課窓口か郵送で提出。
(申請書類提出期間) 電話申し込み後準備ができ次第提出。
令和8年6月10日(水)必着です。

下記申請書類を窓口・市ホームページでダウンロード・郵送いずれかの方法で取り寄せし、必要事項を記入する。

(市ホームページ>健康・福祉>高齢者福祉>生きがいつくりや社会参加を支援するサービス>居場所づくりの補助金(地域活動支援事業補助金))

(申請書類)・第1号様式 地域活動支援事業補助金交付申請書

・令和8年度 事業計画書

・地域活動支援事業補助金団体参加者名簿

・第2号様式 収支予算書(4月分~3月分) 12か月分

(申請書類提出方法) 立川市役所高齢政策課介護予防推進係へ郵送か窓口へ直接持参【令和8年6月10日(水)必着】



- ③ 立川市が審査を行い、審査で認められた団体に対し、交付決定通知書および請求書を7月上旬頃に郵送する。



- ④ 請求書類を郵送にて立川市高齢政策課介護予防推進係へ、7月中旬頃までに提出する。



- ⑤ 立川市より8月上旬頃に補助金を交付する。



- ⑥ 立川市が実績報告書類(地域活動支援事業補助金実績報告書・収支決算書・執行状況報告書)を団体へ2月下旬頃に郵送。



- ⑦ 実績報告書類を立川市高齢政策課介護予防推進係へ令和9年4月12日(月)までに提出する。



- ⑧ 立川市が実績報告書類を審査し、補助金額確定通知書をお渡しする。
(納入通知書は交付確定額が交付決定額を下回った場合にお渡しする)

※(申し込み及び手続きの流れ詳細)に記載されている時期については、状況により前後する可能性があります。

申込・問い合わせ先

立川市役所 高齢政策課 介護予防推進係

TEL 042-523-2111 内線 1471・1472

FAX 042-522-2481

住所 〒190-8666 立川市泉町1156番地の9

E-mail kourei-t@city.tachikawa.lg.jp